

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年5月25日（金）午後3時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

※議案第5号3条許可関連の3ページ表中10行目の井出駄床5061-13は現況山林のため削除を報告  
※資料39ページと40ページは誤って平成23年度の資料を添付したため2ページとも削除を依頼

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第5号 農地法第3条許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第8号 錦江町農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議案第9号 農地法第3条第2項第5号の下限見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について

議案第10号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第11号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について

議 長 | 只今より平成24年度第2回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

| 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を2番鈴 委員と3番東郷委員を指名いたしますので、よろしく願います。

| 次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 | (会務報告と説明)

議 長 | 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 | (発言なし)

議 長 | ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

| それでは附議事項に入ります。

| 議案第5号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第5号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

| 農地法第3条許可申請 受付番号4号 譲渡人は、K市在住のM, Tさんで譲渡理由は贈与です。申請地は、田代麓字丸塚4906番15他12筆です。地目は資料1行目の丸塚4906番15、2行目先中野4940番36が台帳現況とも畑、地積は丸塚442㎡・先中野1478㎡、3行目松ノ先4943番2は台帳、現況ともに田、地籍は1338㎡です。4行目から6行目までは字は同じく松ノ先4943番5で台帳、現況ともに田、地籍は357㎡、5行目が4968番3台帳、現況ともに田、地籍は709㎡、6行目は4985番2で台帳、現況ともに田、地籍は1005㎡です。7行目以降最後までは台帳現況ともに畑となっておりますが、地番ごとに地籍をお知らせします。先ず7行目の松ノ先4994番52は地籍2031㎡、8行目は字が井出駄床5061番6で地籍は3085㎡、9行目が同じく井出駄床5061番10で地籍は2579㎡、11行目は5061番16で地籍2366㎡、12行目は5065番27で地籍1014㎡、13行目は5065番53で地籍991㎡、最後の5065番75が地籍46㎡となっております。

| 譲受人は、M, Kさん73歳でN自治会にお住まいの方です。

| 経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地90,968㎡です。

| 譲受理由は贈与となっております。

| 農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

| 農業機械の装備については、トラクター、耕運機を所有されています。

| 農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴50年以上の経験がある方です。

| 農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

議 長 | 調 査 委 員 は 20 番 の 基 委 員 と な っ て い ま す 。

| 基委員調査報告をお願いします。

20番 | 報告いたします。今月の22日、雨が降り時間があるということで1時間位かけて現地を見てまいりました。23日にはまた事務局が3人で見て回られたということですがけれども、見解は一緒でございましたので報告いたします。第1番目の麓丸塚4906番15、これは15～16年前植えられた茶がそのままの形で残っているという状態です。ここは摘んだことはないという話でした。他の人が1～2年作ったということですがけれども、そのままの状態であります。それと耕作されていないところが先中野4940番36、ここも畑ですがけれども耕耘機、トラクター等で1回通れば畑として使えるところです。松ノ先4943番2、これはハウス跡でございます。ハウスは18年ぐらい前に茶を植えた跡で、茶はMさんに委託をして、イチゴを作っておられました。それから下全部はもう委託の状態でございますので、きれいに整地済でございます。そのほかの内、先ほど取り下げのところがございましたけれども12～13年放置されており、現況は山林であります。以上、M, Tさんという方は、現在鹿屋市の方で療養中のため病院に入っていられっしやいます。もう2年ぐらいになります。

M, Kさんは、自分で茶工場を持ち、きれい好きといきましょうか一つも荒れたところがないという几帳面な方でございます。贈与という形になりましたけれども大丈夫ではないかという思いでおります。茶業専業ということで何ら問題はないと思います。以上、これは金額は発生しませんけれども贈与という形を何故とったのかといいますと、Tさんの長男は和歌山の施設に入院でいない、子供2人なんです但其の下の妹は鹿屋市で現在Tさんの面倒を見ているという状況です。贈与という部分では、いとこにはならないけれども2人いところぐらいになるということでした。親戚ということでもいいんじゃないでしょうか。終わります。以上です。

議 長 只今基委員から調査報告がありました、質問あるいは異議はありますか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第5号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第5号は原案どおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に議案第6号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明いたします。  
「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」の受付番号第3号について説明いたします。  
譲渡人は、Y, KさんでY自治会の方です。申請地は、2筆ありまして  
1筆目は、神川下鎌ヶ迫一7722-7、地目は台帳現況ともに畑、地籍は2,118㎡  
2筆目は、神川下鎌ヶ迫一7723-1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,404㎡以上2筆合計5,522㎡の地籍となっています。  
譲受人は、N, KさんでY自治会の方です。経営規模は世帯員4、労働力4、自作地29,231㎡、小作地4,554㎡甘藷、大根を中心に幅広く経営されています。農業機械の装備についてはトラクター2台、トラック2台、管理機1台等となっています。  
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は5番の厚ヶ瀬委員となっています。

事務局 次に受付番号第4号について説明いたします。  
受付番号第4号の譲渡人は、W, YさんでK市在住の方です。申請地は2筆ありまして1筆目は馬場平和平1000-1、地目は台帳現況ともに田、地積は800㎡です。  
2筆目は馬場平和平1000-2、地目は台帳現況ともに田、地積は132㎡以上2筆合計932㎡の地積となっています。  
譲受人は、U, TさんでY自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力3、自作地3,235㎡、小作地3,571㎡で葉ネギを主体とした農業経営をされています。  
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は17番の寺田委員となっています。

事務局 次に受付番号第5号について説明いたします。  
受付番号第5号の譲渡人は、K, T公社です。申請地は2筆ありまして  
1筆目は神川木道平7503-1、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,833㎡です。  
2筆目は神川木道平7504-3、地目は台帳現況ともに畑、地積は2,141㎡以上2筆合計3,974㎡の地籍となっています。  
譲受人は、N, KさんでKS自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力1、自作地はなく小作地のみ49,796㎡で畜産を主体とした農業経営をされています。  
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は11番の宿利原委員となっています。以上です。

議 長 | それでは、厚ケ瀬委員、寺田委員、宿利原委員の順に調査報告をお願いします。  
初めに厚ケ瀬委員をお願いします。

5番  
厚ケ瀬  
委員 | 報告いたします。受付番号3番Y，Kさんは、Y自治会の方で息子さんと一緒に農業を幅広く経営されていましたが、息子さんが病気入院のために畑を売りたいということで話がありました。2筆になっていますが、ここは1筆で南部開発により開発された土地であります。譲受人の先ほどもございましたように、甘藷干し大根等を幅広く経営されております。農業機械等の所有につきましてもトラクター、管理機等必要な機械は全て揃えております。農地の利用状況等も畑もきれいに管理されているところであります。意欲と能力に關してもまだ甘藷の方を広げたいということで、意欲のある方です。認定農家でもありますので、よろしく審議をお願いします。すいません、値段の方ですが反当400,000円で話をしました。

議 長 | 次に寺田委員をお願いします。

17番  
寺田委員 | 受付番号4番W，Yさんの件に關しましては、2月の定例総会において幹旋で出てきた分でございます。Wさんのところは、前お母さんがこちらにいらっしゃって家と宅地もあります。幹旋に出ていたところが家、宅地の裏にある田んぼでございまして、U，T君がこの家宅地を購入された關係上、宅地を通って行かないと入口がないところでありましてU，T君の方に幹旋しました。U，T君は認定農家でありまして、葉ネギを中心とした専業農家でございます。下限面積30aを十分クリアーしておりまして問題はないと思えます。耕作地の方も驚ケ尾というところに大きな拠点地を持っているわけですけれどもそこに行きましたところ、きれいに整備されておりました。やる気、意欲もすきあれば何か作ろうかという好青年でありまして、取得条件を満たしているものと私は思えます。審議をよろしくをお願いします。

議 長 | 次に11番報告をいたします。

11番  
宿利原  
委員 | N，Kさんは、牛を50頭ほど養っております。そしてタバコ、大根なども栽培されています。すべての畑も耕作されて、トラクター、ハーベスタいろいろな機械もそろっており、何ら問題はないものと思われまます。これは、前幹旋に出た分でK公社から買ったもので、前の価格で1,818,224円となっております。

17番  
寺田委員 | 受付番号4番の金額を忘れておりました。2筆で1,800,000円でお互い納得済であります。

議 長 | ありがとうございます。3人の委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

10番  
平原委員 | 4番の面積が自作地はもう無いはずだと思いますが、売買面積と合わないようですが。

事務局 | Wさんの自作地のことですよ。別に23㎡という面積で山の中にこの名義の土地があります。ここはWさんのおじいさんの名義で名義変更ができない土地で、なお現況が山林のため耕作もできない土地が残っています。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」採決します。議案第6号、受付番号第3号から第5号については原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」の受付番号第3号から第5号については原案のとおり決定しました。

議 長 | 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画  
(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第7号、受付番号第7号から第17号について一括して説明いたします。  
受付番号第7号第8号の貸し人は、K、JさんでT自治会の方です。申請地は2筆ありまして  
第7号が田代川原七曲り1202-1、地目は田、地籍は1,323㎡です。  
第8号は田代川原小牧ノ下1202-2、地目は田、地籍は854㎡で2筆合計2,177㎡となっています。貸付期間は、平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。

事務局 | 借り人は、N生産組合でM町所在です。経営規模は構成員11、労働力19、自作地63,120㎡、小作地29,623㎡で牛、大豆、野菜等の大規模経営であります。調査委員は、1番の近川委員です。  
次に受付番号第9号10号の貸し人は、H、NさんH自治会の方です。申請地は2筆あります。  
第9号が田代川原池ノ迫1952-2、地目は畑、地籍は751㎡です。  
第10号は田代川原池ノ迫1953、地目は畑、地籍は790㎡で2筆合計1,541㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。  
借り人は、N生産組合ですが、第7号第8号と同様ですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。調査委員は、1番の近川委員です。

次に受付番号11号の貸し人は、N、TさんK市在住の方です。申請地は、  
田代麓井出平3267-1、地目は田、地籍は2,532㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。  
借り人は、N生産組合でM町所在です。ここも同様ですので経営規模等の説明は省略させていただきます。調査委員は、1番の近川委員です。

次に受付番号第12号の貸し人は、K、EさんM町在住の方です。申請地は  
田代川原田代河5913-1、地目は田、地籍は1,618㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。借り人は、N生産組合でM町所在です。ここも同様ですので経営規模等の説明は省略させていただきます。調査委員は、1番の近川委員です。

次に受付番号第13号の貸し人は、K、MさんM町在住の方です。申請地は  
田代川原馬庭原639、地目は田、地籍は1,486㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は籾1俵です。借り人は、A、SさんU自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力1、自作地のみ3,007㎡、農業機械の所有状況はトラクター、コンバイン、乾燥機、田植え機、管理機、バインダー等多数にわたっており水稻を中心に経営されています。調査委員は1番の近川委員です。

次に受付番号第14号15号の貸し人は、M、SさんU自治会の方です。申請地は2筆あります。  
第14号が田代川原馬庭原633、地目は田、地籍は1,498㎡です。  
第15号は田代川原馬庭原638、地目は田、地籍は355㎡で2筆合計1,853㎡です。貸付期間は、平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。借り人は、A、SさんU自治会の方ですが第13号と同様ですので、経営規模等の説明を省略させていただきます。調査委員は1番の近川委員です。

次に受付番号第16号17号の貸し人はF、MさんH自治会の方です。申請地は2筆あります。  
第16号が田代麓湯ノ谷206、地目は田、地籍は608㎡です。  
第17号は田代麓湯ノ谷207、地目は田、地籍は801㎡で2筆合計1,409㎡です。  
貸付期間は、平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で7,000円となっています。  
借り人は、K、KさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力3、自作地1,114㎡、小作地26,505㎡でインゲンを中心とした野菜栽培に取り組まれています。農業機械の所有状況は管理機、動噴、草払い機等です。調査委員は、3番の東郷委員となっています。

次に受付番号第18号の貸し人は、K, IさんI自治会の方です。申請地は、田代川原桑木迫4285-8、地目は畑、地籍は1,313㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は5,000円です。借り人は、M, MさんI自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地4,067㎡、小作地8,997㎡で水稻、野菜等を幅広く経営されています。農業機械の所有状況はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、バインダー等となっています。調査委員は、14番の猪鹿倉委員となっています。

次に受付番号第19号から22号の貸し人は、K, YさんI自治会の方です。申請地は4筆あります。

第19号が田代川原桑木迫4285-1、地目は畑、地籍は1,313㎡です。

第20号は田代川原桑木迫4285-2、地目は畑、地籍は1,270㎡です。

第21号は田代川原桑木迫4285-4、地目は畑、地籍は1,023㎡です。

第22号は田代川原桑木迫4285-7、地目は畑、地籍は957㎡で4筆合計4,563㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で23,000円です。借り人は、M, Mさんですが、第18号と同様ですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。

それでは、ここで一旦説明を中断しまして審議をお願いしたいと思います。

議長

それでは、近川委員、東郷委員、猪鹿倉委員説明をお願いします。

1番  
近川委員

事務局から詳しく説明があったわけですが、N生産組合ですが、OダムのところのJセンターというんですが、12号までは一緒ですのでまとめて説明いたします。

ここは牛をはじめ幅広く経営をされているようでございます。農地利用もきれいに活用されているようでございます。常時、従事者もいるようです。意欲と能力ももちろんございます。機械等についてもいろいろな機械が一式それぞれ揃っているようでございます。何ら問題はないと思われま。

次に13号のK, Mさんの分ですが、ここは遊休農地になっていたと思いますが、斡旋にかけられた所でございまして、A, Sさんが米を作ろうということで張り切っております。次のM, Sさんの分ここも遊休農地で荒れておりました。Aさんは、農地の利用も管理等よくいらっしゃいます。意欲と能力も十分でございます。機械等についてもトラクター、コンバイン等あらゆる機会が装備されているようでございます。何ら問題はないかと思われま。審議をお願いします。

議長

次に東郷委員をお願いします。

3番  
東郷委員

16号17号Fさんは、いままでもHさんという方が田んぼを作っていた訳ですが、亡くなられてできないということで荒れていました。Kさんは、毎回よく出てきますが、現地を見に行ったら今までの分でショウガを5反、インゲンを3町ぐらい全部売れたということで、田んぼなどを見てみたらきれいにできておりました。今からの収穫はわかりませんが、今のところ網も張ってきれいに整地もされ、生育も良かったです。本人も一生懸命頑張っておりますので、問題はないと思われま。審議をお願いします。

議長

次に猪鹿倉委員をお願いします。

14番  
猪鹿倉委員

この18番のK, Iさんの農地は、K, Yさんのご主人Tさんが借りて、全部お茶を植えておられていたんですが、Y子さんの息さんが農業をやめられたため茶畑が荒地になっているわけです。M, M君が借地をする前のところです。池野地区においても若者が減り、農業をする人が少ないという中、荒地もだいぶ増えてきているようですが、M君が借りて耕作してくれるということで本当にありがたいことです。現地も何回も見てみたんですが、まだ茶の樹をとっていないということですが、M君も相当な面積を借りていて中々作業の取り掛かりが思うようになっていないようです。このような農地を耕作してくれることはよいことだと思いますが、皆様方からいろいろな意見を聞かせていただき彼に報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。3人の委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

7番 牧原委員 Kさんの件は、すべてお茶畑ですか。その茶の樹はMさんがすべて抜根されるんですか。

事務局 中野 補足をします。今、田代地区が取り組んでいる耕作放棄地の解消事業でですね、13号からまだ出てきませんが31号までは、この耕作放棄地対策事業にのっとって今からきれいにして、その後を5年間借りるということです。

7番 牧原委員 小作料金というのは、借りた時点から発生するんですか。

事務局 中野 1年目は造成期間ということで小作料は発生せず、2年目から小作料を支払うということになります。

7番 牧原委員 ちなみに、その助成対策事業は今までと同じ助成内容であるんですか。

事務局 中野 そうです。田代地区に山下常雄さんが臨時職員として入っております、その方が耕作放棄地の結びつけのマッチングをされています。事業内容は、今まで説明されたとおり反当15,000円の範囲で事業までやっているということです。

7番 牧原委員 ここは全部農用地なんですか。

事務局 中野 農用地です。

議 長 ほかに異議等はありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についての受付番号第7号から第22号までについて一括して採決します。議案第7号受付番号第7号から第22号までは原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。従いまして議案第7号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についての受付番号第7号から第22号までについては、原案のとおり決定しました。

事務局 次に同じく受付番号第23号から第31号までの説明をお願いします。

事務局 次に受付番号第23号から第29号の貸し人は、M、MさんKM自治会の方です。申請地は7筆ありまして、  
第23号は田代麓飯牟田2227、地目は田、地籍は1,243㎡です。  
第24号は田代麓飯牟田2228-1、地目は田、地籍は1,986㎡です。  
第25号は田代麓飯牟田2228-2、地目は田、地籍は1,728㎡です。  
第26号は田代麓飯牟田2230、地目は田、地籍は2,529㎡です。  
第27号は田代麓飯牟田2231、地目は田、地籍は2,342㎡です。  
第28号は田代麓土屋2264-1、地目は田、地籍は562㎡です。  
第29号は田代麓土屋2265-1、地目は田、地籍は650㎡で7筆合計11,040㎡です。  
貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で66,000円です。借り人は、Y、YさんY自治会の方です。皆様ご存じとは思いますが、経営規模は、世帯員4、労働力4、自作地28,131㎡、小作地10,564㎡で甘藷を中心に幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、管理機2台、軽トラック2台、普通ダンプ等となっています。調査委員は2番の鈴委員となっております。

次に受付番号第30号から第31号までの貸し人は、U、FさんH自治会の方です。申請地は2筆ありまして、第30号が田代麓山ノ口2239、地目は田、地籍は618㎡です。第31号は田代麓山ノ口2245-1、地目は田、地籍は1,331㎡で2筆合計1,949㎡です。貸付期間は平成24年6月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で10,000円です。借り人は、Y、Yさんですが、第30号と同様ですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。調査員は、第30号と同じく2番の鈴委員です。

議 長 それでは、鈴委員報告をお願いします。

2番 借里人のY、Yさんは、皆さんご存知のとおり18番の農業委員をしていらっしゃる本人  
鈴委員 でございます。別に問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。鈴委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についての受付番号第23号から第31号までについて一括して採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「農業経営基盤強化促進法13条4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号第23号から第31号については原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第8号錦江町農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号錦江町農業振興地域整備計画変更の用途区分変更について説明いたします。平成24年5月15日付で申請者より錦江町長に申し出があり、同日町長から農業委員会に対して意見が求められたものであります。

申請内容は、

申請者がH、TさんYS自治会の方です。

申請地は馬場字芝山477-2、地目は田、地籍は3,013㎡の内40㎡

変更内容は用途区分変更

変更理由は農業用倉庫建設のため田の一部を農業用施設用地に変更するものです。

11ページから変更申し出に関する関係書類の写しをそろえてあります。この中には隣接地の所有者の同意の押印も添付してあります。また代替地を検討した結果も書面で提出されています。15ページ以降は申請地の位置図、農業用倉庫の配置図及び簡易な平面図、立面図等となっています。調査委員は、17番寺田委員です。

議 長 寺田委員、調査報告をお願いします。

17番 23日の日に会長、事務局4名で9時から現地調査に行っていました。農振農用地内の用途区分変更の申請でありまして、申請地は旧D事務所とO医院の所を山手の方に約120  
寺田委員 m行ったところの道路沿いでありまして、先ほど事務局からありましたけれども、隣接する耕作者に同意書も得ておりますし、道路沿いであり排水なども関係なく倉庫が立ったことによって日照権の問題もないと思います。支障をきたすようなこともないと思いますし、40㎡という倉庫でありますので、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

7番 牧原委員 | ここらは、第2種農地になるんですか。

事務局 | 第1種農地です。

7番 牧原委員 | 1種の場合は、できないのではなかったですか。

事務局 | 1種の場合は、要件で農業用倉庫は認められます。

7番 牧原委員 | 1種の場合は、建物の建設はできないのではなかったですか。

事務局 | 農業用施設であればできます。200㎡以内であれば農用地区域内の用途区分変更で、除外ということではなく、用途区分変更だけになります。200㎡を超えるような倉庫等であれば倉庫の部分については、転用が必要になります。1種の場合は、住宅とかは建てられませんが、農業用倉庫とか特定のものについては、限定で認められています。農用地区域内に建物等を建設する場合は、除外をしてこの前の農協のガソリンスタンドのケースのように区域内であって1種農地であっても除外申請をして特別に認められる場合もあります。場所によってですね。国県が定めた要件の中にも特別に認められ条項がありますので、それに従って農業委員会で協議検討をし、上部へ具申するという事です。

議長 | ほかに異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第8号錦江町農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について採決します。議案第8号は原案のとおり決定することに異議ございませぬか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第8号錦江町農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)については原案のとおり決定しました。

議長 | 次に議案第9号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | この件につきましては、農地法第3条に伴う権利取得者の下限面積に関する内容となっておりますが、農地法第3条第2項第5号において下限面積が定められており、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部について別段の面積を定め、これを公示した面積となります。  
農林水産省令第20条第1項第1号に自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域であり、第2号でその面積は10a以上であること、更に第3号で当該区域内において農地又は採草放牧地を耕作または養育に供している者の総数の100分の40を下回らないで算定されることが要件となっております。これを基に地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げられることができますとなっております。  
そこで昨年も同様に実施していますが、2010年に実施された農林業センサスのデータによる下限面積試算結果を資料に示してあります。資料でおわかりのとおり下限面積30a未満の農家が540戸で総数の44.3%となっており、農水省令の要件を満たしています、現行の別段に定める下限面積は30aと変更はありませんので、今回も別段の下限面積を30aとして提案するものであります。

議長 | ただ今農地法第3条の下限面積の意思決定について提案と説明がありましたが、委員の皆さんから質問や異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第9号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第9号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定しました。

| ここで10分間休憩とします。

議 長 | 次に議案第10号平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

| この件につきましては、平成23年度中に数回協議がなされ、23年度の農業委員会の活動を検証してきたところでございますが、今回も昨年同様これまで審議していただいた内容を最終的に取りまとめ、決定の上これを平成23年度の錦江町農業委員会の実績とするものであります。

| それでは、資料に基づき説明いたします。先ず資料24ページの法令事務に関する点検の1 総会等の開催及び議事録の作成の

| (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況については、アの周知しています。

| 農業委員会の開催日については、開催を告げる公告を庁舎の掲示板に掲示し、農業委員会の公開については、農業委員会会議規則により会議を公開する旨が規定してされており、町ホームページや広報誌等でも周知しているところです。

| (2) 総会等の議事録の作成については、アの周知しています。この件につきましては錦江町農業委員会会議規則第23条により作成が規定されています。

| (3) 議事録の内容については、アの詳細なものを作成しています。ICレコーダーで録音したものを聞き取りの上、詳細な議事録を作成しております。

| (4) 議事録の公表については、アの公表しています。町のホームページ上に掲載し、あらゆる方々に見ていただけるよう毎月取り組んでいます。尚、掲載する際に農業者等の個人名は個人情報保護法の観点からイニシャルにより表示してあります。

| 次に25ページの2事務に関する点検について

| (1) 農地法第3条に基づく許可事務については、平成23年度中の申請件数は18件あり、許可件数は同じく18件となっています。事実関係の確認については、事務担当職員並びに担当農業委員が申請に係る現地調査及び聞き取り調査を実施しています。総会等での審議については、事務局から提案する議案の内容説明と担当農業委員の調査報告等を求め、質疑等を経て採決を行っています。申請者等への審議結果の通知については、申請者本人に

通知しております。審議結果の公表については、議事録の公表と同じく町のホームページに掲載しております。申請の処理期間は、申請書受理から許可書の交付まで最高30日としております。

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事へ送付)については、平成23年度中に7件知事あて送付していますが、7件中4件が農地法第4条、3件が5条許可申請でありました。事実関係の確認については、担当農業委員及び会長、事務局との合同調査を現地で実施しています。総会等での審議については、事務局から提案する議案の内容説明と担当農業委員の調査報告等を求めてから審議しています。審議結果の公表については、議事録の公表と同じく町のホームページに掲載しております。処理期間については、申請書受理から最高60日としております。次に資料26ページにうつります。

(3) 農業生産法人からの報告への対応については、平成23年度中、町内の農業生産法人は11法人あり、すべての法人から報告をいただいております。

(4) 情報の提供については、賃借料情報の調査・提供について、調査対象の賃借件数が392件で平成24年1月に町ホームページに掲載し、公表しております。農地の権利移動等の把握状況については、調査対象権利移動等件数は440件、取りまとめを平成24年2月に実施しております。農地基本台帳の整備については、整備対象農地面積が136.2ha、整備方法はパソコンへの直接入力でデータの更新は、毎月の農業委員会総会終了後随時入力しています。次に資料27ページ

(5) 地域の農業者からの意見等については、資料中の項目で意見が寄せられた項目は上から4段目情報の提供等の欄で

- 1 農地等のあっせん情報を公開できないかが1件
- 2 農業委員の先進地研修を行っているが、内容を公表できないかが1件の2件のみとなつて

次に資料28ページ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価の

1 現状及び課題については、現状が平成23年1月現在で管内の農地面積が1,556.7ha、遊休農地面積は23.5ha、遊休農地の割合が1.5%となっています。これに対する課題として平成23年度までの目標に設定した内容は、23年度までに解消した面積が15.08ha、23年度の目標が15haで合計30.08haとなっています。次に

2 平成23年度の目標及び実績については、目標は15ha、実績が13.54ha達成率が90.2%となっています。次に

3 2の目標の達成に向けた活動については、まず、活動計画において農地利用状況調査を8月から9月にかけて実施し、調査員は20人、調査取りまとめを12月に設定し、町内農地の一筆調査の調査方法で実施するとなっています。

遊休農地への指導については、平成24年2月に計画されています。これに対し、活動実績では、農地利用状況調査を計画どおり町内農地の一筆調査の調査方法で平成23年8月から9月に調査員20人で実施し、調査取りまとめを12月に行っております。

遊休農地への指導については、平成24年2月に実施し、指導件数58件、指導面積は7.2ha、指導対象者48人です。遊休地である旨の通知については、58件、面積が10ha、対象者数は45人となっています。その他の取り組み状況として担当農業委員が遊休農地解消への指導を行うとしております。次に

4 評価の案については、目標に対する評価の案は、概ね解消目標案の解消が図られたとしております。活動に対する評価の案は、農業委員活動によりあっせん若しくは利用権設定がなされたとしております。次に

5 地域の農業者等からの意見等については、この項目の欄には特に意見は寄せられていませんでした。次に

6 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定については、意見が寄せられていませんので、この項目も空欄となります。

次に資料29ページの促進等事務に関する評価の

1 認定農業者と担い手の育成及び確保については、  
(1) 現状及び課題として、現状では平成23年1月現在で農家数672戸、うち主業農家422戸、農業生産法人11法人、認定農業者165経営、特定農業法人0、特定農業団体も0としております。課題として、

- ・農業者の高齢化が進んでいる。

- ・集落営農組織への機運が高まっているが、話し合い活動の充実を図る必要がある。
- ・農業の資機材等の価格が上がっており、反面農産物の価格低迷で生活が苦しい。
- ・近年の異常気象により、安定的な生産ができなくなってきた。
- ・規模拡大しようにも一筆あたりの面積が狭く、かつ飛び地になっているので、大型機械による規模拡大の障害となっている。等となっています。

(2) 平成23年度の目標及び実績については、目標①が認定農業者192経営、特定農業法人、特定農業団体いずれも0、これに対し実績②は認定農業者165経営、特定農業者、特定農業団体いずれも0、達成状況は認定農業者のみで85.9%となっております。

(3) (2)の目標に向けた活動については、活動計画について認定農業者のみで、内容は農業委員による個別指導を通じて、認定農業者への誘導を推進する。9月頃に認定農業者と農業委員と語る会を設け、農業者からの意見をくみ取る。10月は、農地流動化月間と位置づけ、農地の新規掘り起しを行うとともに担い手への集積を図るとしております。これに対し、活動実績では、再認定については、事務局からの通知文書で再認定を促したとしております。引き続き資料30ページに続きますが、新規の候補者には、ことあるごとに農業委員からの推進を図り、10月に認定農業者と語る会が実施され、認定農業者からの意見が出されております、更に農地流動化推進月間に新規掘り起しもなされているとなっております。

(4) 評価の案については、目標に対する評価の案では認定農業者の項目のみで、農業委員会が認定農業者の掘り起しを推進しているが、年齢の高齢化により実質減少しているとし、活動に対する評価の案では、認定農業者の再認定を促すとともに農業で自立する方策を示していかなければならないとしております。

(5) 地域の農業者からの意見等については、目標5haに対しての実績としての意見はよせられていません。

次に

2 担い手への農地の利用実績については、

(1) 現状と課題として、現状では平成23年1月現在、管内の面積は1556.7ha、これまでの集積面積は765ha、集積率は49.14%となっており、課題として、これまでそれぞれに賃貸借等が進められているので、面的まとまりが無く飛び地となっていること。甘藷農家や畜産の飼料畑などへの集積が図られたが、高齢化による担い手リストから外されるなど担い手の不足が課題となっているとしております。

(2) 平成23年度の目標及び実績について、目標は10ha、実績は-2.43haとなっております。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動については、活動計画として10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起し活動を積極的に推進するとしており、活動実績では、年間を通じて担い手への集積を図った。特に畦等の除去による面的集積を図ったが、規模的には小規模であったとしております。次に資料31ページ

(4) 評価の案については、目標に対する評価の案として新規掘り起しによる利用権設定がなされたとなっております。活動に対する評価の案については、このように地道な活動を通じて担い手への集積を図る必要があるとしております。

(5) 地域の農業者等からの意見については、特に出されておられません。

(6) 地域の農業者からの意見等を踏まえた評価の決定についても意見が出されておられませんので、この項目もありません。

次に

3 違反転用への適正な対応について

(1) 現状と課題については、現状として平成23年1月現在、管内の農地面積は1,556.7ha違反転用面積は0.17ha。割合は0.01%となっています。課題として、自分の所有する農地に建物等を建築することは、違反転用の意識がない人がおり、このような違反転用がみられる。

(2) 平成23年度の目標及び実績については特に計上しておられません。

(3) (2)の目標達成に向けた活動については、活動計画として年間を通じて農地パトロールを実施して違反転用の発見を事前に察知するとともに法令手続きの指導を行うとしております。活動実績としては、資料32ページにうつりまして、農地パトロールを実施して違反転用がみられたので、工事を中止させ、法令手続きが進行中であるとなっております。

（４）評価の案について、目標に対する評価の案については、農地パトロールはそれぞれの委員ごとに実施したとなっており、活動に対する評価の案については、違反転用等が判明した折は、法令手続きで処理を行うとしております。

（５）地域の農業者等からの意見等については、特に意見はよせられておりません。

（６）地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても意見が出されていないため記入はありません。

議長 ただいま、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたら出していただきたいと思います。

特にございませんか。

ないようですので、お諮りします。議案第10号平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について採決します。議案第10号は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案のとおり決定しました。

議長 ここで一旦休憩とします。

議長 会議を再開いたします。

次に議案第11号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

資料34ページ大きなⅠ番法令事務（遊休農地に関する措置）の

1 現状及び課題について

現状として平成24年3月31日現在の管内の農地面積は1,556.7ha、遊休農地面積は17.8ha、遊休農地の割合が1.14%となっています。課題としては、

- ・利用権設定した農地で、条件不利を理由に合意解約が出されるようになってきた。
- ・高齢で耕作が継続できなくなっている。
- ・鳥獣被害で耕作意欲がそがれている。等としております。

2 平成24年度の目標案及び活動計画案について

目標案は、遊休農地の解消面積を17.82haとし、目標案設定の考え方として利用権設定等による遊休農地の解消を図るとしております。

活動計画案として、農地利用状況調査について実施時期を8月から9月、調査員数は20人調査結果取りまとめ時期を11月から12月に設定しており、調査方法は農地パトロール（農地利用状況調査）による一斉調査としております。さらに遊休農地への指導として、実施時期を平成25年1月以降と設定しております。

3 地域の農業者等からの意見等と4 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画については、項目の設定のみであります。

次に資料35ページ、大きなⅡ番促進等事務の

1 認定農業者等担い手の育成及び確保について

（１）現状、課題については、現状が農家数672戸、うち主農業家422戸、農業生産法人11法人で認定農業者数は165経営、特定農業法人並びに特定農業団体はいずれも0です。

課題としては、

- ・タバコの廃作農家が大量に農地を保有しており、この農地の有効利用をどのように図るかが課題となる。

・農産物の安定的な価格と生産体制の確立を図る必要がある。  
・遊休農地の状態が狭隘であることや排水不良の農地が多く、土地の改良が課題である。  
等としております。

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案について、

目標案は、認定農業者192経営、特定農業法人並びに特定農業団体は0です。目標案設定の考え方として、認定農業者の再認定への誘導と新規の掘り起こしとしています。

活動計画案は、新規事業を予定する農業者を認定農業者へ誘導を図るとしています。

(3) 地域の農業者等からの意見等と(4) 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画については、項目の設定のみであります。

次に資料36ページの

2 担い手への農地の利用集積について、

(1) 現状、課題については、現状として、平成24年1月現在管内の農地面積が1,556.7haこれまでの集積面積が765ha、集積率が49.30%となっております。

課題としては、

・これまでに各々に賃貸借等が進められているため、面的にまとまりがなく飛び地となっている。

・高齢農家や離農農家等の農地に荒廃地が多いため、集落営農の担い手としての位置づけと農地の集積を図る。としております。

(3) 地域の農業者等からの意見等と(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画については、項目の設定のみであります。

次に、資料37ページの

3 違反転用への適正な対応について

(1) 現状及び課題について

現状として、平成24年1月現在、管内の農地面積が1,556.7ha、違反転用面積が0.17ha、違反転用割合が0.01%となっております。

課題としては、法的な手続き中であるとしております。

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案として、

目標案は、違反転用の解消面積を0.17ha、目標案設定の考え方として、法的な処理が行われる見込みであるとしております。

活動計画案は、8月を農地パトロール月間と定めて、町内の各農地を担当委員ごとに分けて実施するとしております。

(3) 地域の農業者等からの意見等と(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画については、項目の設定のみであります。

議長 ！ただいま、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明がありました。したが、この件についてご意見等がありましたら出していただきたいと思っております。

！特にございませんか。

！ないようですので、お諮りします。議案第11号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について採決します。議案第11号は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 ！異議なしと認めます。したがいまして、議案第11号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり決定しました。

議長 以上で平成24年度第2回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了します。

会長

2番

3番

議事録調整者 折久木まり子